

令和7年6月4日
国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所

災害時の応急対策に協力していただける企業を公募します

～災害時における災害応急対策業務に関する協定公募～

相武国道事務所では、管理する国道16号・国道20号等において、地震・台風・大雪等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、迅速な状況把握ならびに的確な災害対応を図るため、以下の協定に協力していただける企業を公募いたします。

【公募協定の分野】

- (1) 「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)
災害の発生又は発生のおそれがある場合において、相武国道事務所が管理する担当工区の緊急点検、道路啓開、応急復旧等を実施し、被害の拡大防止と早期復旧を行う協定です。
- (2) 「首都直下地震における東京都内道路啓開(西方向)に関する協定」
首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)の西方向における直轄国道(国道20号千代田区霞ヶ関～世田谷区給田)の道路啓開等を実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行う協定です。
- (3) 「災害応急対策業務に関する協定」(電気・機械設備関連)
災害等の発生、又は発生のおそれがある場合において、相武国道事務所が管理する電気・機械設備の緊急点検、緊急措置、応急復旧等を実施し、被害の拡大防止と早期復旧を行う協定です。
- (4) 「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)
台風等の災害時に樹木の倒木又は、倒木のおそれがある場合において、倒木処理・対策等を実施し、緊急車両等の通行確保を行う協定です。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目に加算評価されます。

【公募期間】 令和7年6月4日(水)から令和7年7月9日(水)まで

【協定締結の通知】 令和7年8月上旬頃予定

詳細は、相武国道事務所HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/> の「最新のお知らせ」をご覧ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 東京都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 山梨県政記者クラブ 八王子記者クラブ 立川市政記者クラブ 青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 相武国道事務所

電話：042-643-2001(代表) メールアドレス：ktr-sobu16-home_page@mlit.go.jp

副 所 長 齊藤(さいとう) (内線：205)

管理第二課課長 高桑(たかくわ) (内線：441)

①「災害応急対策業務に関する協定」(道路関連)

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ④応急復旧・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥除雪作業・・・車道及び歩道の除雪
- ⑦凍結防止剤散布作業・・・車道及び歩道の凍結防止
- ⑧防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する国道16、20号(バイパス含)のうち概ね5～10km

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の令和7・8年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「橋梁補修工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成22年4月1日以降に、東京都内又は神奈川県内で元請けとして、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「橋梁補修工事」のいずれかの施工実績を有すること。(官民間わず)

【協定期間】

- ・令和7年9月1日から令和10年8月31日まで(3ヶ年)

②「首都直下地震における東京都内道路啓開(西方向)に関する協定」

【業務内容】

- ①緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置 等
- ②道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ③緊急復旧・・・道路啓開後に緊急輸送道路の機能を確保するための復旧 等
- ④災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑤防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ①東京国道事務所が管理する国道20号:
起点(3.00kp):千代田区霞が関二丁目(桜田門交差点)から
終点(19.60kp):世田谷区給田三丁目まで 計16.6km
- ②その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の令和7・8年度入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「橋梁補修工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成22年4月1日以降に、東京都内又は神奈川県内で元請けとして、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「橋梁補修工事」のいずれかの施工実績を有すること。(官民間わず)

【協定期間】

- ・令和7年9月1日から令和10年8月31日まで(3ヶ年)

③「災害応急対策業務に関する協定」(電気・機械設備関連)

【業務内容】

- ①緊急点検・・・被災した設備の損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るための被災した設備に係る危険箇所にバリケードの設置 等
- ③応急復旧・・・被災した設備の機能回復に必要な応急復旧作業 等
- ④防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する電気・機械設備のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の令和7・8年度入札参加資格業者のうち「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかに認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川、埼玉、山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成22年4月1日以降に、東京都内又は神奈川県内で元請けとして、「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかの施工実績を有すること。
(官民間問わず)

【協定期間】

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで(3ヶ年)

④「災害応急対策業務に関する協定」(街路樹関連)

【業務内容】

- ①緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためのバリケードの設置 等
- ②倒木処理・・・緊急車両の通行確保を図るための倒木除去や移動 等
- ③防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ・相武国道事務所が管理する国道16号・国道20号内のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局の令和7・8年度入札参加資格業者のうち「造園工事」に認定されている者であること。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成22年4月1日以降に、東京都内又は神奈川県内で元請けとして、「造園工事」、「緑地管理工事」のいずれかの施工実績を有すること。(官民間問わず)

【協定期間】

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで(3ヶ年)